

# 精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である**短時間労働者**であって、

① 雇入れから3年以内の方

又は

② 精神障害者保健福祉手帳取得から 3年以内の方



## 雇用率算定方法

対象者  
1人につき

0.5カウント



1カウント

※雇入れの日前3年以内に当該事業主を退職した方は対象外となります。

※平成35年3月31日までの特例措置です。